

「首里城図柄入りナンバープレートデザイン」の使用要領

沖縄県土木建築部首里城復興課

(目的)

第1条 この使用要領は、別記地方版図柄入りナンバープレート「首里城図柄入りナンバープレートデザイン」(以下「図柄デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図柄デザインに関する権利)

第2条 図柄デザインに関する著作権や使用の許諾に係る権利は、沖縄県(以下「県」という。))に属する。

(使用の申請)

第3条 図柄デザインを使用しようとする者は、この使用要領を順守することを前提に、あらかじめ沖縄県土木建築部首里城復興課(以下「県首里城復興課」という。)に申請し許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 首里城図柄入りナンバープレート推進協議会、又はその構成団体の業務に使用するとき
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道の目的で使用するとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、県首里城復興課が適当と認めたとき

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、県首里城復興課に提出しなければならない。

- (1) 法人、団体等の場合は、申請者の業態、事業内容がわかる資料(会社概要等)
- (2) 図柄デザインの使用状況がわかる完成見本等(カラー画像、レイアウト、原稿等)
- (3) その他、県首里城復興課が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、図柄デザインを使用しようとする1箇月前までに行わなければならない。

(資格要件)

第4条 前条に基づく使用申請をしようとする者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと
- (2) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、県首里城復興課が適当と認める場合は、この限りでない。

(使用の許諾)

第5条 県首里城復興課は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が首里城図柄入りナンバープレートの普及又は観光及び地域振興に寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をすることができる。この場合において、県首里城復興課は必要があると認める場合には、図柄デザインの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 図柄デザインの使用許諾の期間は、許諾した日から1年を経過する日の属する年度の末日を超えないものとする。なお、申請時に定めのない場合は使用を許諾した日から当該使用を許諾した日の属する年度の末日までとする。

3 県首里城復興課は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書(別記様式第2号)を申請者へ交付する。

(使用許諾の制限)

第6条 図柄デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県首里城復興課は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 首里城図柄入りナンバープレート推進協議会及び構成団体の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) 図柄デザインの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 図柄デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 図柄デザインの形状及び色彩が変わるおそれがあると認められる場合
- (10) 使用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき
- (13) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (14) その他、県首里城復興課が図柄デザインの使用が適当でないとする場合

(使用料)

第7条 図柄デザインの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品の写真等を許諾後1箇月以内に提出すること。
- (3) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 使用許諾の期間を遵守すること。

(許諾内容の変更等)

第9条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ使用内容変更申請書(別記様式第3号)を県首里城復興課に申請し、許諾を受けなければならない。

2 県首里城復興課は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、当該使用が首里城図柄入りナンバープレートの普及又は観光及び地域振興に寄与すると認めるときは、使用内容の変更を許諾することができる。県首里城復興課は必要があると認める場合には、図柄デザインの使用方法その他について、条件を付することができる。

3 県首里城復興課は、使用内容の変更の許諾を行ったときは、使用内容変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(使用状況等の報告)

第10条 図柄デザインの使用者は、使用許諾の期間終了後1箇月以内に「首里城図柄入りナンバープレートデザイン」使用実績報告書(第6号様式)により、県首里城復興課に使用状況に関する報告を提出しなければならない。

(許諾の取消し等)

第11条 県首里城復興課は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾(第9条の規定による変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。県首里城復興課は、使用許諾の取消しを行ったときは、使用許諾取消書(別記様式第5号)を申請者へ交付する。

- (1) 使用者がこの使用要領に違反した場合
- (2) 使用者が第5条、または9条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条、6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他図柄デザインの使用継続が不相当であると認められた場合

2 県は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任

を負わないものとする。

- 3 県首里城復興課は、使用者に図柄デザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第12条 この使用要領による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して図柄デザイン等を使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 県は、この使用要領による申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 県は、図柄デザインの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、図柄デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理するものとする。
- 3 使用者は、図柄デザインの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第15条 県首里城復興課は、首里城図柄入りナンバープレートの普及促進を図る観点から、図柄デザインの使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第16条 この使用要領に関する事務は、県首里城復興課が行う。

（商標登録等の禁止）

第17条 図柄デザインに関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

（その他）

第18条 この使用要領に定めるもののほか、図柄デザインの使用に関し必要な事項は、県首里城復興課が別に定める。

附 則

この使用要領は、令和6年11月14日から施行する。

別記(第1条関係)

首里城図柄入りナンバープレートデザイン

<フルカラー> ※番号については変更可能とする。



<モノトーン>

